

**第6号議案**

<p>件 名</p>	<p>栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について</p>
<p>提案理由等</p>	<p>学校運営協議会の設置に伴い、学校運営協議会の設置等に関する規則について所要の改正をしようとするものである。</p>

# 栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

教育委員会事務局学校教育課

## 1 改正の趣旨

学校運営協議会の設置に伴い、栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について所要の改正をしようとするものである。

## 2 規則の内容

協議会を設置する県立学校（第2条関係）

新たに協議会を設置する県立学校は、第二期県立高等学校再編計画において特例校の対象となっている益子芳星高校、茂木高校、黒羽高校及び那須高校とする。

## 3 施行期日

平成31（2019）年4月1日

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 平成三十一年 月 日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成三十年栃木県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第二条関係）</p> <p>一 略</p> <p>二 栃木県立益子芳星高等学校</p> <p>三 栃木県立茂木高等学校</p> <p>四 略</p> <p>五 栃木県立黒羽高等学校</p> <p>六 栃木県立那須高等学校</p>	<p>別表（第二条関係）</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p>

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（学校教育課）